

人の健康や自然環境にも影響が…

# 「野焼き」行為は、原則として**禁止**です！

廃棄物を屋外で焼却する「野焼き」行為は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」第16条の2において一部の例外を除き禁止されています。廃棄物を焼却することで大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしますので、近隣にお住まいの方に迷惑を掛けるような「野焼き」行為は行わないようにしましょう。

【問い合わせ】▽「野焼き」行為に関すること…環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)▽ごみの直接搬入に関すること…清掃センター(☎282-7289)

## ◎「野焼き」行為の禁止には例外があります！

- ▽国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却(例：河川敷、道路そばの草焼き)
- ▽震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ▽風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例：しめ縄、門松をたく行事等の地域行事)
- ▽農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例：焼き畑、麦わらの焼却)
- ▽たき火やその他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

## ◎違反した場合はどうなるの？

廃棄物の屋外焼却を行った場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科に処される場合があります。また、法人に当たっては3億円以下の罰金に処される場合があります。

雑草(落ち葉)、枝(枝葉)を「野焼き」をせずに処理するには？



上に書かれているもの以外の「野焼き」は禁止です！

【雑草(落ち葉)、枝(枝葉)を処理する場合は…】

指定ごみ袋に入れ、燃えるごみとして出す。

【指定ごみ袋に入らない枝(枝葉)を処理する場合は…】

▽50センチメートル以下の長さで束ねて「粗大ごみ処理券」を貼り、燃えるごみとして出す。

▽指定ごみ袋以外の丈夫な袋(必ず「枝」と表示して「粗大ごみ処理券」を貼る)に入れ、燃えるごみとして出す。

※1回のごみ出しで50キログラム以下である必

要があります。

※枝(枝葉)以外のごみを入れた場合は回収されません。

【清掃センターに直接持ち込む場合は…】

雑草(落ち葉)、枝(枝葉)とも50キログラム以下は無料です。その他、量が多い場合は受け入れできないことがあります。※枝(枝葉)は、長さ1メートル以下かつ直径20センチメートル以下である必要があります。

## ◎マナーを守った「もみ焼き」にご協力ください

これからの時期は、稲刈りが終わると燻炭(米を収穫した際に出るもみ殻をいぶし焼きにして炭化させたもの)を作るための「もみ焼き」が、村内のあちこちで見受けられます。もみ焼きをする際には、「住宅地では燃やさない」「周囲の住民に迷惑を掛けない」などの配慮が必要です。「野焼き」行為の例外に該当する場合でも、生活環境上支障が生ずるなどの苦情等がある際は、指導等の対象となりますので、ご注意ください。

## 空き地の適正な管理をお願いします！

近年、「隣の土地に雑草が繁茂し、虫が発生したり、ごみが捨てられたりして困っているので指導してほしい」といった相談が多く寄せられています。管理が徹底されていない空き地は、周囲の景観や生活環境を損ない、ごみのポイ捨ての対象となりやすいだけでなく、犯罪や火災の発生の誘因にもなります。空き地の所有者は、土地の適正管理に努めていただきますようご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)